

群馬県適正化通信 NO.111(平成29年11月号)

安全に関する最近の主な施策について

適正化実施機関が行う巡回指導の際、法令改正から数年経過しているにも関わらず、適切な管理や情報を把握していない事業者が多々ありました。

平成25年からの主な法令改正について、今一度事業者内で確認し、法令遵守の徹底をお願いします。

● 5両未満事業所への運行管理者選任の義務付け（平成25年5月）

運行管理のための体制確立と安全性を確保するなどの必要性から、5両未満事業所への運行管理者選任を義務付け。（輸送安全規則第18条）

【改正前】 5両以上29両以下 1人

【改正後】 1両以上29両以下 1人

※ 霊柩運送、一般廃棄物運送限定の営業所を除く

※ 一般的に需要の少ないと認められる島しょの地域に存する営業所など
地方運輸局長が認めて公示した営業所を除く

● 行政処分基準の改正及び速報制度の導入（平成25年10月）

悪質・重大な法令違反の処分の厳格化等により、適正化実施機関が、巡回指導で以下の重大・悪質な法令違反が疑われる状況を確認した場合は運輸支局に速報。

【速報事案】

- ・ 点呼を全く行っていない（点呼の記録が全く記録・保存されていない）
- ・ 運行管理者・整備管理者が全くいない
（選任されている運行管理者・整備管理者が全くいない）
- ・ 定期点検整備を全く行っていない
（定期点検整備記録簿が全く記録・保存されていない）

【乗務時間の基準に著しい違反】

改善基準告示違反が、一か月間で計31件以上が未遵守であった運転手が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間が未遵守の場合、事業停止30日間

● 受委託点呼（共同点呼）の導入（平成25年11月）

中小のトラック運送事業者においては、深夜・早朝時間帯における点呼のための運行管理者等の確保が大きな負担となっている状況ですが、今般、輸送の安全確保を前提としつつ、貨物自動車運送事業法第29条を活用して、点呼の受委託制度を導入。

【受委託点呼の要件】

受託営業所・・・Gマーク営業所

委託営業所・・・Gマーク営業所又は過去3年間に重大事故を惹起せず、かつ、点呼実施違反に係る行政処分を受けていない営業所

● **Gマーク事業所表彰制度の創設** (平成26年4月)

安全性優良事業所のうち、連続して10年以上認定取得しているなど、更に一定の高いレベルにある事業所に対して表彰制度を創設。

● **運行記録計の装着義務付け拡大**

(車両総重量7 t以上又は最大積載量4 t以上) (平成27年4月)

新車として購入し、平成27年4月1日以降に新規登録を受ける車両及び使用過程車については、平成29年4月1日以降、運行記録計の装着を義務付け。

【改正前】 車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上

【改正後】 車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上

● **新規参入時におけるチェック体制の強化** (平成27年6月)

運輸開始時における許可条件の遵守状況のチェックを厳格化するとともに適正化実施機関による巡回指導を強化。

【地方運輸支局の強化】

許可に付す条件の追加・・・運輸開始前に運行管理者、整備管理者の選任届の提出

運輸開始前に、付された条件等の遵守の確認

・・・事業用ナンバー交付手続きの際に管理者選任届(写)、
運転免許書(写)、社会保険等加入した員数が分かる書類提出

【地方適正化実施機関の強化】

新規巡回指導の前倒し・・・運輸開始後3ヶ月以内

悪質な事業計画違反が疑われる場合は運輸支局へ速報

● **乗務時間等告示違反トラック事業者に対する指導方針** (平成27年9月)

過労防止に係る違反のおそれのあるトラック事業者に早期に改善させる必要があるため、適正化事業実施機関による巡回指導を早期(支局要請から1~2ヵ月の間)に実施する仕組みを導入。

● **トラックのフェリー特例(改善基準告示の通達)の見直し** (平成27年9月)

トラックドライバーは乗船時間を実質的に全て休息にあてることができ、労働時間は生じていない状況を踏まえ、厚生労働省は通達を改正し、平成27年9月1日からトラックのフェリー乗務時間を全て休息期間とする取扱いとした。

【改正前】 乗船時間のうち2時間を労働時間とし、残りを休息期間とする

【改正後】 フェリー乗船時間を全て休息期間とする

● **貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正**

(施行日：平成29年3月12日)

準中型免許に創設に伴いトラックの初任運転者について実車を用いた指導の義務化等、運転者教育の強化を図るための改正。

- 【改正前】 一般的な指導及び監督項目・・・11項目
初任運転者に対する特別指導・・・4項目6時間以上(実技を除く)
- 【改正後】 一般的な指導及び監督項目・・・12項目
初任運転者に対する特別指導
・・・一般的な指導・監督項目12項目15時間以上
実際にトラックを運転させて安全な運転方法を体得させる実技指導 添乗20時間以上

● 荷待ち時間の記録義務付け(車両総重量8t以上又は最大積載量5トン以上)
(平成29年7月)

【乗務等の記録(第8条関係)】

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる。

- ・ 集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)
- ・ 集貨地点等に到着した日時及び集貨地点等から出発した日時
- ・ 集貨地点等への到着日時を荷主から指示された場合は当該日時
- ・ 集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了日時
- ・ 集貨地点等で貨物の荷造り、仕分け、その他附帯業務を実施した場合は開始及び終了の日時

【適正な取引の確保(第9条の4関係)】

荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加する。

● 標準貨物自動車運送約款の改正(平成29年11月)

標準貨物自動車運送約款等について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備。

- ・ 運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- ・ 料金として積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- ・ 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821